

＜ 障害者の雇用環境整備に関する助成金 ＞

障害者の就労上の課題を克服するための施策に取り組む事業主に支給

※ <> は生産性要件を満たした場合
 ※ () は中小企業事業主以外
 ※ (-) は中小企業事業主のみ

内 容	助 成 額
障害者作業施設設置等助成金 雇い入れる又は継続して雇用する障害者のために、その障害者の障害特性による就労上の課題を克服する作業施設の設置・整備を行う場合	給対象費用の 2 / 3
障害者福祉施設設置等助成金 継続して雇用する障害者のために、福祉施設の設置・整備を行う場合	給対象費用の 1 / 3
障害者介助等助成金 雇い入れる又は継続して雇用する障害者のために、必要な介助者の配置等の特別な措置を行う場合 ① 職場介助者を配置・継続配置する場合 ② 手話通訳者の委嘱 ③ 障害者相談窓口担当者の配置・委嘱	① 支給対象費用 3 / 4 (継続措置は 2 / 3) ② 委嘱費用の 3 / 4 (1回あたり 6,000円上限) ③ 配置：1人あたり月額 1～8万円 または委嘱費用の 2 / 3
重度障害者等通勤対策助成金 雇い入れる又は継続して雇用する障害者のために、通勤を容易にするための措置を行う場合	支給対象費用の 3 / 4
重度障害者多数雇用事業所設置等助成金 重度障害者を多数(10人以上)雇用するために必要な事業施設等の整備を行う場合	支給対象費用の 2 / 3 (特例 3 / 4) 上限 5,000万 (特例 1億円)

※ 詳しくは[高齢・障害・求職者雇用支援機構ホームページ](#)でご確認ください

パンフレット・申請様式・問い合わせ・提出先

パンフレット	申請様式	問い合わせ・提出先
平成31年4月版 【PDF形式 927KB】	ダウンロードページ へ	 独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 山形支部 高齢・障害者業務課 TEL : 023-674-9567